

毛利家家臣による知行地支配の基礎的考察 -永代家老益田家を例として-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2021-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 重田, 麻紀 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21651

毛利家家臣による知行地支配の基礎的考察

— 永代家老益田家を例として —

重 田 麻 紀

要旨 本稿は、地域史という視点を意識しつつ、長州藩毛利家の永代家老益田家について、益田から須佐への移封経緯および、家臣団・領地経営の基礎的事項を明らかにするものである。さらにそこから、藩と益田家の関係における特異性を見だし、藩政に位置付けることを狙いとした。

益田家は中世より須佐のある阿武郡を領有する時期があったが、「海洋領主的性格」を持つ益田家にとって、良港である須佐は大変魅力的であると位置づけられている地域であった。それは、知行替が実施される際の候補地の一つとして名前を挙げていること、関ヶ原の戦い後に移封した際の領地決めにおいて、提示された山陽側を断り、石見境を希望し、毛利家がそれを許可したことの二点からも明らかである。つまり、従来の指摘とは異なり、益田家が意図的に阿武郡を選んだという戦略的側面、毛利家による益田家の優遇という二つの評価をすることができよう。

また、移封後の益田家は、六〇〇家を超える家臣とその一族を居住させるため、須佐村および領地を開発した。「四組」と呼ばれる禄高の低い家臣や中間には、須佐ではなく領地内の石見国境に配置して、自給自足の生活をさせると同時に国境防衛の役割も担わせた。益田家の当主は藩主の側近として常に須佐を離れて活動するため、領地運営については家臣が担い、「末家」の三家も携わっていた。領内でたびたび勃発した家臣同士の争いについては、末家が深く介入し、益田家当主が直接責任を負うことがないよう配慮された。

つまり、益田家は移封当時から毛利家から優遇される立場であり、領地内において紛争が起こった際も益田家が責務を負うことはなかったことから、それは近世を通じて保たれたと考えられ、まさにこの関係性こそが一番の特異性であったと指摘できよう。一方、領政においては、家臣と末家が実権を握り、益田家当主とは主従関係にありつつも忌憚ない意見を交換できる間柄だったことも判明した。

キーワード：地域史、長州藩家臣団、永代家老益田家、知行地経営

はじめに

一、研究史の概観

本論考は、長州藩¹毛利家の永代家老であった益田家の家臣団²と知行地（＝領地³）について、基礎的事項を明らかにするものである。さらに、益田家移封の経緯や領地経営について検討を加えることで、藩との関係性・特異性を見出す一材料としたいと考える。

毛利家の家臣団は、一門六家を筆頭に、永代家老二家（八家を合わせて、一門八家と称す）、六〇家ほどある重臣の寄組、以下大組・馬廻組・船手組・寺社組などからなる。一万石前後を禄高とする一門八家やそれに次ぐ禄高の寄組は、それぞれが家臣団を持ち、地方知行をおこなっている⁴。益田家は一万二〇六三石余の禄高で、知行地は現在の山口県萩市東部地域、当時の須佐村を中心とする一帯であった。関ヶ原の戦いの後、毛利家の長門・周防への減封とともに、約四〇〇年間拠点とした石見国益田から移封したのである。それまでの須佐村は小さな港町であり、益田家と家臣たちが移り住んだことで様子は一変する。筆者はこれまで、「四組」と呼ばれる下級家臣についての分析や、家臣が二分して領政について争った「須佐騒動」などを取り上げ、益田家と家臣の関係性、および毛利家と益田家の関係性について指摘をおこなった。益田家が領有した地域は旧領の石見国境でもあり、四組の設置は国境防衛的な観点からもなされたと同時に、禄高だけでは生活できない下級家臣の自給自足

の場所でもあったことなどを明らかにし、「須佐騒動」の検討からは、家臣が益田家に対して一定の発言権を持っていたこと、毛利家ができるだけ益田家の領政に関与しないよう配慮していたことを指摘した。

ただ、これらの論考においても指摘したが、近世の益田家と家臣、須佐地域についての研究蓄積は非常に少なく、自治体史⁸でも概説的に触れられている程度である。久留島典子氏が代表となった共同研究⁹において、近世の益田家文書目録が公開され、少しずつ目を向けられている状況にはあるのかもしれないが、益田家については、当主が当役・当職など藩の重職を勤めることが多いため、どうしても「長州藩における役割」に着目されがちである。幕末期の当主、益田親施については、上田純子氏が「改革派」と捉えて学問的背景まで追求した画期的な論考¹⁰はあるものの、いまだ「禁門の変の責任を負って切腹した家老の一人」という位置付けを脱し得ない。

一方で、中世の益田氏¹¹に関連する研究は、ここで列挙するまでもなく、すでに多くの研究が蓄積されている。史料集の出版¹²も盛んであるし、近年では共同研究¹³もおこなわれ、益田という地域への関心も高まっている。中世と近世の比較、連続性と断絶を考えるにあたって、今後さらに近世の研究、特にまだ明らかになっていない基礎的事項から進めていくことが必要であろう。

二、萩市東部地域研究の現状

本来であれば、ここから本論に入るのだが、今回の特集に際して、対象地域の現状について触れておきたい。

本稿で対象とする萩市東部地域、特に益田家が領政の中心とした須佐地域についての研究現状は前述の通りであるが、研究素材となる近世文書はかなりの量が残されている。領主である益田家の近世文書は領地支配関係もあるが、藩の重臣だった故に藩との関係や永代家老家としての文書の割合が多い。領地支配を知るうえで不可欠となる家臣の文書は、萩市須佐歴史民俗資料館¹⁴や個人が所蔵など大変豊富であり、また、今回は活用するに至っていないが、庄屋家に伝わる文書群¹⁵も残されており、今後は地方に着目した研究も十分可能である。

もう一点、特筆すべき点として、須佐郷土史研究会東京支部の活動を挙げる。現地では過疎化・高齢化が進み、資料の保存・活用などに限界がある中、東京支部の会員によって須佐歴史民俗資料館の近世文書のデジタル化と検索システムの構築が進められている。会員は須佐地域ゆかりの関東在住者によって構成されるが、毎年資料館へ通い資料整理・撮影をし、毎月開催する研究会において資料を活用した研究や翻刻作業をおこない会誌¹⁶に発表しており、遠方からでも地域に大きく貢献している。また、筆者は東京在住ながら、二〇一九年度より萩市から須佐歴史民俗資料館の特別学芸員に委嘱されているが、全国的にみてもあまり例がない試みであろう¹⁷。初年

度には限られた現地での活動日数であったが、企画展とシンポジウムを開催しどちらも予想以上の来場数となった。予算的に学芸員の設置が困難であったり、地域研究の担い手がいなかったり、という地域は今後増えていくであろうことは想像に難しくない。地域での直接の活動日数は多くなくとも、地域との交流・協力、そして住民の歴史への関心を掘り起こす活動が遠方からでも可能であることを設置の意義として示しつつ、現状を紹介させていただいた。

第一章 移封以前における益田氏の概観

一、御神本氏から益田氏へ

益田氏の祖は、藤原一族であった国兼とされる。(系図・事績については諸説あり)¹⁸ 永久年間(一一一三～一八)に石見国の国司として赴任、任期後も同地に留まり、御神本姓を名乗った。国兼は石見各地の荘園に権力を拡大、二代兼真・三代兼栄と、更なる権力拡大をはかった。

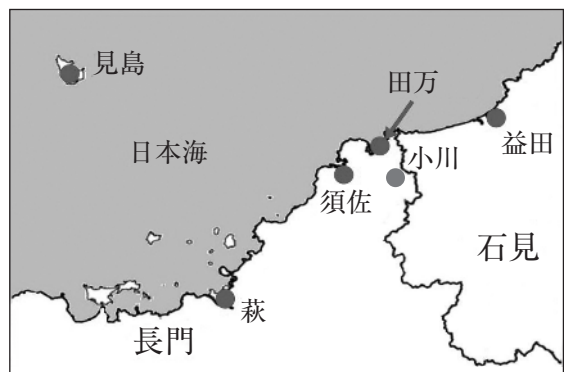
四代兼高は、源平抗争のなかで源氏方につき、壇ノ浦の戦いで戦功をあげ、石見国全域にわたる領地を賜った。そして、一二世紀末には益田へ移り七尾城を築き、益田姓を名乗るようになる。益田氏は、ここから一七世紀初頭までの約四〇〇年間、益田を拠点とし、相次ぐ合戦のなか、岸田裕之氏が指摘する「海洋領主的性格」¹⁹(流通貿易によって経済力を高める)を持つ経済力を有する領主として勢力を拡大していった。

二、阿武郡の領有

益田氏が移封後拠点とした須佐村を含む萩市東部地域は阿武郡と呼ばれるが、近世以前にも益田氏がこの地域を領有したことがあった。**【第一図】**を参照のこと。) 天文二三年(一五五三)頃と推定される、一九代益田藤兼宛「大内義長預ヶ状」²⁰には、「長門国阿武郡須佐郷・多万(田万、筆者註)郷」、そして内陸に入った「小川郷」が藤兼に預けられたことが記されている。その後、永禄五(一五六二)年には吉見氏が須佐を攻略し一旦失うが、永禄一三年の「益田藤兼讓状」²¹によると、息子の二〇代元祥に田万郷や萩沖の見島などを「藤兼代ヨリ知行」していた土地として譲り渡している。しかし、「須佐・三原(須佐より内陸の地域、筆者註)両郡不知行、有子細之、藤兼代ヨリ知行」とあり、須佐地域については藤兼が知行をしていたものの事情があり元祥には渡っていないことがわかる。詳細は不明だがおそらく係争地になっていたのではないだろうか。いづれにしても、一旦失った須佐を藤兼が取り戻しており、交易、特に日本海交易に重きを置く益田氏にとって、須佐が有用な港であるという認識を持っていたと指摘できよう。

三、毛利氏との関係

同盟相手であった大内氏が滅亡した弘治三(一五五七)年から、益田氏は吉見氏・毛利氏との緊張関係にあった。藤兼は毛利氏との関係改善を探り、永禄六年に和睦、同一一年には元就の居城である



【第一図】 益田氏領有関係図

吉田郡山城にて、藤兼の次男は偏諱を受けて「元祥」となった。²²

第二章 益田氏の須佐移封

一、知行替の危機と阿武郡への意識

豊臣政権の下、毛利輝元は天正一六(一五八八)年から検地を実施、家臣団の知行地入れ替えに着手するが、益田氏が益田から離れることはなかった。しかし、慶長四(一五九九)年、輝元が再び知行替をすすめた際には、今回ばかりは不可避であると悟ったのか、元祥は輝元側近の榎本元吉に書状を出す。²³この文書を詳細に分析し

た加藤益幹氏によると、元祥には、①輝元の意向を事前に知りた
い、②自身の希望の地を事前に伝えたい、という事情があったよう
である。あたかも知行替を受け入れるような前提で、でき得る限り
自分の意向に沿う知行替にしたいという元祥の戦略がうかがえる。

元祥が希望したのは、石見国那賀郡、そして次の希望は長門国阿
武郡と続いている。三番目に記された、石見国吉賀郡と周防国玖珂
郡も含め、これらの地は益田から近く、加藤氏が指摘するように、
現在抱えている家臣を連れていきやすいという点で共通する。近世
以降も、家臣たちは自らを「石州以来」・「古格」など、益田から随
従したことを事あるごとに記しているが、元祥が家臣団維持にこだ
わったことも、「下々不残つきて可参候」などの記述から明白であ
る。

そして、須佐を含む阿武郡については、「悪所」という言葉を
使っている。悪所とは農作物が育てにくい地という意味合いであ
り、それでもなお阿武郡を希望したのは家臣団のことに加え、「海
洋領主的性格」を持った益田氏が日本海交易のために港を重要視
し、須佐などの港を良港であると認識していたためではないだろう
か。

結果的には、この時点での知行替はなかったものの、元祥が阿武
郡そして須佐に対して好意的な印象を持っていたことが指摘できよ
う。一番目に挙げた石見国那賀郡は浜田という旧領があり、候補地
として挙がるのは当然のことともいえる。二番目に「悪所」である

にもかかわらず阿武郡が挙げられている理由は須佐であった、と断
定するのは拙速に過ぎるかもしれないが、注目すべき点である。

二、毛利氏の減封と元祥の動向

知行替が検討された翌慶長五年、関ヶ原の戦いで毛利輝元は西軍
の総大将となり敗北、改易は回避できたものの、所領は八か国から
周防・長門二か国となり、大幅な減封となった。

この際の益田元祥の動向については「牛庵一代御奉公覚書」に詳
しい。元祥の事績を綴った大変長文かつ有名な史料であるが、改め
て部分的に紹介したい。

「大御所様御内証之由候而、大久保石見殿・彦坂小刑部殿より、
数寄者少庵を使二而被申候ハ、輝元二ヶ国之御身上にてハ、余人も
入申間敷候、河内を付候て、輝元へ相届、玄蕃事ハ石見二居留り御
奉公申上候へ、然者、先知行不残可被下通被仰出候」

大御所（徳川家康）の内々の意向を大久保石見（長安）と彦坂小
刑部（元正）が使いを寄越して伝えたことが記されている。その内
容は、輝元が減封となり家臣を抱えることも難しいだろうから、河
内（元祥の次男益田景祥）を毛利に従わせ、玄蕃（元祥）自身は石
見に残るようにと勧め、さらに従来通りの知行も安堵するというも
のであった。家康が、元祥を高く評価していたとも、毛利を警戒し
自分の配下に置くことを画策したとも考えられるが、元祥はその提
案を受け入れていない。

「如御意、輝元当分人も入不申節候、其上我々事、毛利家譜代にても無之候、石見之国付之者ニ而御座候条、居留り御奉公可申上候へ共、近年輝元大分之知行をくれ被置候条、其恩送りニ、一身之仕合にても、此御者可相届覚悟候条、其御理被仰上候而被下候へと、返事申て候」

そして、家康が言うことはもつともであり、なおかつ自身は毛利譜代の家臣ではない、としながらも、輝元が知行安堵してくれた恩があるので毛利に従うと、石見に残ることを拒否している。その後、再度大久保長安より説得があつても翻意することはなかつたことも後文に記されている。

元祥は、先の知行替に際しても難色を示した通り、益田から離れることを望んではおらず、家康からの提案は悪い条件ではなかつたはずである。元祥が提案を拒否した理由について、上記の文書を根拠とし、輝元への恩義とする説もあるが、当該文書が元祥の事績を称えるものであるという性格上、他の要素にも目を向けたい。かつて父親の藤兼が毛利との和睦を望み、元祥自身も知行替で希望を最大限伝えつつも、輝元に従おうとした姿勢からは、毛利との関係の中で自分たちが生き抜いていかなばならない状況下において、毛利への畏怖や戦略的選択があつたことを読み取ることができよう。また、結果的にはあるが、毛利に随従したことは、近世を通じて永代家老として確固たる地位を築き、藩政の中核にあり続けたきつかけとなつたのであり、この選択により益田家は存続し得たともいえ

るだろう。

とはいえ、輝元は元祥宛の書状でこの決断を次のように評している。²⁵⁾

「今度中国替目之節、大久保石見守を以、其方之儀、従公儀本領可被遣置之通、再三上意候処、御理被申、此方江被相届候段、大石州直ニ被申候、乍勿論、無二之覚悟、於当家永々不可有忘却候、仍為其賞千石之地遣之置候、誠志之印迄候、猶佐石・井四郎右・榎中可申候、恐々謹言」

元祥は石見の領主という立場を失い毛利の一家臣となるが、輝元に強く感謝されるという優位な立場での随従は、その後の益田家の藩内での処遇や立場に影響を与えたであろうことが推測できる。

三、新天地での領地決定

大幅な領地縮小によって、輝元は一族や重臣に領地を再分配する必要がある、「城主」配置について検討がなされた。元祥に対して提示されたのは「右田、益田河内、荒瀧、益田玄蕃」²⁶⁾で、元祥を荒瀧（現在の宇部市）、子の景祥を右田（現在の防府市）に置くという案であつた。元祥とは別に景祥も一領地を与えることは大変厚遇である。

しかし、元祥はこれを「歴々之御一門衆を被差置候而、四ヶ所之内二ヶ所、我々親子ニ可有御預ケ之通、外間実忝次第、可申上様無御座候、併御一門衆被差置、如此候へは、已来皆々様御うらミをも

被成御請儀候条、只御一門衆被置せ尤候」として断っている。建前上は御一門を差し置いて二か所を預るのは申し訳ない、という理由だが、次に続く部分をみると単純にそのような解釈ができないことが判る。「然者石見境之儀、于今御心当も無之候条、是ヲ私親子之知行一所ニ御配候て被成御預ケ候ハ、随分自然之時、立御用候條ニと存候」とあるように、提案された二か所の代わりにまだ誰を置かか決まっていな石見境（阿武郡）を希望しているのである。二か所も預かるのは申し訳ないと述べ、一門衆からみるといわゆる僻地の石見境を望んでいることで、輝元や一門に対する遠慮・配慮と評価されがちであるが、石見境、つまり阿武郡こそが元祥が望んでいた領地であった。前述の知行替に際しての書状でも指摘した通り、防長二国のなかでは最も益田に近く、家臣団を随従しやすい土地で、なおかつ須佐のような良港がある地域は、提示された二か所よりも元祥にとって魅力的な地であったに違いない。輝元は元祥の意見を聞き入れ、石見境を元祥・景祥親子に与えることに決定した。

元祥は領地の中心を須佐、景祥の領地を須佐と隣り合う江崎村（須佐と同様、良港といわれる江崎湾がある）とし、石見境の阿武郡北部一帯が領地となり、慶長六年の暮れ（もしくは慶長七年初頭）、家臣たちを随従し須佐へ移封した。寛永検地（一六二五）を経て、益田家の知行高は一万二〇〇〇石余と確定する。輝元の減封で、家臣団も知行高を大幅に減らされる中、益田家は移封前の慶長

四年時の旧石高一万二五九八石余とほとんど変わらない待遇となった。

須佐への移封の経緯を概観すると、すでに領地決めの段階で益田家に対する優遇があったこと、元祥が戦略的に阿武郡を領地としたこと、の二点が指摘できる。

第三章 移封後の環境整備

一、長州藩における益田家の位置

毛利家は萩を居城とし、初代藩主秀就のもと家臣団が編成され、益田家は福原家とともに、毛利家一門六家に次ぐ最上級の家臣である「永代家老」という階級となった。当主は代々、萩における最高位の役職である当職、藩主の参勤交代に従い江戸を往復する当役など、藩の重職に就いた。

益田家の萩屋敷は三か所あり、最も萩城に近い堀内に上屋敷が、そのほか浜崎に蔵屋敷（下屋敷）、城下から外れた松本という郊外に山屋敷を構えた。³⁰ 通常当主は上屋敷を拠点とするが、例外的に山屋敷に住んだ時期もあった。³¹

当主だけではなく、益田家家臣団には萩で執務するものがあり、責任者は「萩役」（萩職座、萩当役、萩職役）と呼ばれた。彼らの役割は当主の補佐や家臣の統括はもちろんのこと、萩に居住する毛利家家臣やその陪臣との交流・情報交換も大切な役割であったことが、家臣の家に残された大量の挨拶状などから確認できる。³²

一方、領政の中心地である須佐に当主が訪ねることはほとんどなかった。領地経営は家臣たちへの依存が大きく、家臣たちもその自覚を持ち積極的に参画していた。その過程において「須佐騒動」のような家臣同士の対立が生じ、一部の重臣が領政に関与できなくなるといふ事態も発生した⁽³³⁾。

二、須佐の整備

元祥は領政の拠点須佐村においた。時代は下つてしまいが、天保期に作成された「防長風土注進案」によると、広さは「村内東西二里半程、南北二里半程」とある。また、「海辺多ク御座候」とあることからわかるように、内陸には三原地域・野頭地域という農耕地帯もあつたものの、中世までは漁業が中心の小さな港町であつた。

元祥は、港湾としての須佐に注目し拠点に選定したが、益田家と家臣団が移住するためには土地開発をすすめる必要があつた。【第二図】は江戸時代後期～末期の作成と推定される、屋敷の所有者名と面積が書き込まれた須佐の絵図であるが、まちなみは近世初期と大きくは変わらないと考えられるため、本絵図を参照し論をすすめる。元祥は、萩との往来などに海路を使用することも想定し、須佐川の河口付近に屋敷を築造（現在の萩市須佐歴史民俗資料館二帯）し、裏手には船倉を用意、屋敷は益田時代の拠点である三宅御土居の別館を解体し移築した⁽³⁴⁾（第二図右上）。屋敷は史料により「御田

屋」・「御固屋」・「益田館」などと呼ばれ、当主一族の住まいなどの私的空間のほか、「勘場」と呼ばれる領地支配のための役所も置かれた⁽³⁵⁾。さらに、御田屋の周りに家臣たちの屋敷も軒を連ね、さながら城下町の様相を呈した。御田屋から内陸側には武家屋敷（第二図中央から上）、海側には漁師町（第二図右中央から右上）が形成されたが、この地域に居住したのは主として、益田家の重臣である家老、大組と呼ばれる上士、手廻組と呼ばれる中士の家臣たちであつた。それ以外の家臣たちの居住地については次章で詳説する。また、左上に緑・茶で区分されたエリアが広がっているが、それぞれ田・畠であり所有者と広さが書き込まれている。所有者をみると大部分を大組が占めており、領内の農村地帯だけでなく須佐市中にも知行地を得ていたことがわかる。

三、末家との関係

元祥の嫡子広兼は家督を継ぐことなく、文禄四（一五九五）年に亡くなり、広兼の子である元堯が益田家の近世における二代目の当主となり、永代家老家であるの益田家を継いだ。元祥の子のうち、次男景祥・四男就之・五男就景は、一門八家に次ぐ階級の寄組としてそれぞれ独立した。

景祥は、はじめ須佐の隣の江崎村に領地を得たが、藩の「家臣に二浦を与えない」という方針のもと江崎村は蔵入地となり、良港である江崎湾を手放すこととなった。そして寛永検地で山口宰判の間



【第二図】「須佐市中細見図」（近藤安弘氏所蔵）

田村に知行替となり、寄組六二家のうち四番目に高い約四〇九六石の禄高を得た(通称問田益田家)。就之は奥阿武宰判木与村・宇生賀村などに領地を得(約一〇八六石)、萩城下の東田町に屋敷を構えた。七代就雄は須佐騷動の仲裁役として藩に任ぜられ須佐に赴くが事態收拾ができずに、益田家を守る代わりに全責任を取らされ遠慮を申し付けられるという経緯をし、またその後文化五(一八〇八)年には、困窮のため領地の宇生賀村へ在郷した³⁰⁾。平安古益田家という通称は明治以降の屋敷地に由来する。就景は小郡宰判陶村などに領地を得(約一〇六七石)、萩城下の樽屋町に屋敷を構え、近くにあつた天神社の名前から多越益田家と呼ばれる。

以上三家が「末家」である。頻繁に家臣の文書に記載がみられることが証左するように、近世を通じて益田家とは密接なかかわりを持ち続けた。江戸時代の当主のうち、二六代就賢は平安古、二八代広堯は問田から養子に入り、二七代元道の後見役を問田益田の就高が勤めた。末家は、益田家の家系的存続を支えるだけでなく、直接領政にも関与する存在であった。

第四章 家臣団と分限帳の分析

一、随従した家臣団

元祥は移封とともに家臣団の再編をおこなった。移封前からこだわり続けていた、家臣を多く随従できる地、という条件に当てはまった領地に、実際にどれだけの家臣を連れてくることのできたの

だろうか。

「従石見御家来組分人付之帳⁴⁰⁾」には、「士」三五五名、「卒」二六二名、不明三名の合計六二〇名の家臣名が記されている。もちろんこれは家臣だけの人数であり、史料中に「此外又内之者有之」と注釈があるように、家臣の家人や妻子など一族の者はカウントされてはいない。それらを含めると、須佐に実際に移り住んだ総数は数千名規模と推測できる。

移封前の益田家の家臣団の規模であるが、慶長四年以前に記されたと推定される、家臣の人名を書き上げた「益田家被官中間書立写⁴¹⁾」には、一〇一五名の家臣が記されている。各家とも親子一人ずつを記載、寺社・中間・職人も記載され、先の史料と条件が違い単純比較はできないが、できるだけ多くの家臣団を随従するという希望はある程度実現することができたと考えられる。

二、家臣団の階級

益田家家臣団は、士分が家老(老臣)・大組(上士)・手廻組(中組、中士)・四組(小組、下士)で、以下中間などから構成された。本章での分析は主として分限帳を用いるが、益田家の分限帳は複数残されており、便宜的に番号を付しておく。

①「須佐御家来分限帳⁴²⁾」 人名比定から一七〇〇年代中〜後期の作成と推定。地方知行・浮米知行の三九二名のみ記載。

②「須佐益田家分限帳⁴³⁾」(昭和一六(一九四二)年七月三〇日益田

家執事大塚音熊氏による筆写）人名比定から一八〇〇年代後半（幕末期）と推定。家老五名・大組四八名・手廻組九六名・四組一〇四名の士分合計二五三名と、中間二二四名・家業人六四名の二七八名、合わせて五三一名が記載。

③「益田宇右衛門家来分限帳」明治初頭、禄制の改革後。家老五名・大組四八名・手廻組九七名・四組一〇九名の士分合計二五九名と、中間二二一名・家業人六〇名の二七一名、合わせて五三〇名が記載。

三、家臣数の検討

①は記載が限定的であるため除外し、移封当初および②③で比較をする。移封当初は先述のように六二〇名、そして②江戸末期が五三一名、③明治初頭が五三〇名となっており、②③では若干内訳が変動しているものの総数としては変わっていない。移封当初より九〇名程度減つてはいるものの、近世を通じて多くの家臣団を抱えていたことがわかる。

『防長回天史』⁴⁵によると陪臣の数には規定があり、寛永期（一六二四～四四）には「一〇〇石に二人三分」、つまり一〇〇石に対して二・三名であり、天保期（一八三〇～四四）になると二名であった。益田家の石高（一万二〇〇〇石として概算）で計算すると、それぞれ二七六名・二四〇名が規定数となり、実数の六二〇名・五三〇名と比較すると、いずれの時代も本来あるべき数の約

二・二倍の家臣がいたことがわかる。もつとも、実態と乖離していることは藩からも認識されていたようである。

他の重臣はどうだったのか、もう一家の永代家老である福原家と比較をしてみたい。福原家は約一万三三四石で、幕末期の分限帳⁴⁶によると家臣数は慶應二（一八六六）年で三二四名である。規定では二六名であるべきところ、一・四倍の家臣がいたことがわかる。こちらも規定を超えてはいるものの、益田家の家臣の多さは格別であり、一つの特異性として捉えることができよう。

四、各階級の禄高

次に各階級について検討する。

家老は五家、すべて益田家からの派生ないし姻戚関係にある家である。禄高が最も高いのは橋詰益田家二〇〇石、次いで一七代宗兼の次男で一八代尹兼の弟にあたる益田兼任が祖である海蔵庵益田家の一六〇石である。移封当初は二〇〇石であったが、貞享五（一六八八）年に末期養子を取り四〇石の減石となり、以降はそのままの石高となっている（①②）。ちなみに、益田家の法令については後述するが、末期養子については「末期養子之儀者、古法之通五歩壹、或者拾歩壹減少可申付（後略）」⁴⁸とあり、海蔵庵益田家は、五分の一の減少だったことと一致する。

以下、清水益田家（①一四〇石↓②一六〇石）・増野家（①一二〇石↓②一三〇石）・石津益田家（①八〇石↓②一〇〇石）で

あり、微増はあるものの禄高の大きな変化は見られない。石津益田家は、もともとは益田から分派した家ではないが益田を名乗ることが許された家である。「益田勘兵衛由来書」によると、一九代藤兼の二番目の妻（礼仏）が「石津修理大夫経頼」の娘で元祥の母にあたる人物であり、元祥出産後に兄の石津経久が益田と名乗ることが許され、経久の嫡子である兼里が須佐へ移封後、家老家となっている。

次に大組について検討する。大組は②③ともに四八名であり、②を参照すると松原駒之丞ほか計三名が一〇〇石、以下八七石が一名、八〇石が四名と続き、一番少ない禄高は一五石、大組全体では約二一六〇石となり、平均は約四五石である。

この大組の禄高がどの程度のものか藩士と比較すると、例えば藩の中士とされる大組の高杉家（高杉晋作）は禄高二〇〇石、つまり益田家の大組を超えて家老と同程度ということになる。家老・大組といっても藩士とはだいぶ生活状況に差異があることが推測できよう。ただ、関係性で言えば前述した通り、大組一〇〇石の松原家は、藩の寄組士・大組士などとの頻繁な交流があったことが明らかであり、益田家家臣の上士という立場は藩内で確立されていたと考えられる。

手廻組は、②九六名③九七名であった。大組同様②を参照すると、一番高い禄高で二九石だが一〇石代が五六名と多く、最低の禄高は四石、扶持米のみが四名となっている。手廻組全体では約

一一三五石、平均は約一二石であり、領政に専従している状況ではかなり生活も厳しかったことが想像できる。

最後に四組であるが、②一〇四名③一〇九名。②を参照すると、一四石が二〇名いる以外はすべて一桁の禄高で、四三名が七石、最低が六石であった。四組全体では約九四八石、平均は約九石である。四組は後述するように在郷して平時は農耕が中心の生活を送っていたが、この禄高で生活を成り立たせるのが困難であったことは明白である。

五、家臣団の居住地

③には家臣の居住地が記載されている。これをもとに各階級の居住地について分析する。

家老五名はすべて須佐に屋敷がある。前掲【第二図】の絵図に記載された面積を参照すると、橋詰益田家は一反五畝五歩、海蔵庵益田家は一反三畝一九歩、清水益田家は一反三畝四歩（いずれも屋敷地のみの広さ、田畠などは除く）である。また、近世期には様々な記録類から、家老のうち一家は萩に滞在していたことがわかる。

大組は四八名のうち四五名と大半が須佐に居住していた。残る三名は、下田万村など須佐以外の領地内に居住した。手廻組になると須佐に住んだのは九七名のうち五二名で、大組に比較すると須佐に居住する割合が減っている。その分、四組が置かれる小川・田万地域に二二名、萩に一〇名、それ以外の領地内が一三名となっている。

る。

次に四組である。四組については別稿⁵⁰⁾で実態について論じたが概要を再確認する。須佐へ移封直後は、須佐の周辺部で石見境に近い小川地域の八か所（大蔵・市丸・宇谷・千疋・下小川・友信・境・立野）に下士や中間を居住させ、八組と称していた。元和七（一六二二）年には四か所に統廃合され「四組」と呼ばれるようになるが、場所は【第三図】の通りで、市丸・宇谷はそのまま残され「奥両組」と呼ばれ、須佐・瀬尻が新設され「下両組」と呼ばれた。再編理由については判然としないが、元和六年に元祥から二代元堯へ家督相続がなされたこと、知行地が若干ではあるが変化したことが関連しているであろう。この四年後の寛永検地において、八組の一つである友信は寄組繁沢家の知行地となっている⁵¹⁾。いずれにせよ、四組は益田家固有の制度であり、石州境の警衛という目的のほか、低い禄高では生活できない家臣たちが日常生活において農耕作業ができるようにという目的もあった（四か所とも農耕地帯）。この経緯からわかるように下士である四組は須佐ではない地域に置かれたのであり、当然須佐に居住する者は多くはない。一〇九名のうち、四組が設置されている小川・田万地域に七七名、須佐に二八名、萩に二名、その他地域に二名である。須佐については、四組各組の組屋敷が置かれて、組のなかから「須佐証人」という須佐に駐在する役を輪番で出さねばならないため、ある程度の人数がいたのであろう。もっともこの数は農耕に影響が出る、という理由で設置

当初よりは人数が減らされている⁵²⁾。

また、中間や業人であるが、中間は二一名のうち、四組のある小川・田万地域に一三四名、須佐に五四名、萩に三名、その他地域に二〇名となっている。須佐にも一定数があるが、【第二図】で説明を付したような須佐内の田畠の耕作に携わっていたことが考えられる。業人については、六〇名のうち須佐に三九名と多く、ついで萩の一四名となっている。小川・田万地域には四名のみであり、その他の地域に三名である。

これらをまとめると、須佐に居住したのは、士分一三〇名、中間・業人九三名の計二二三名となるが、当然、それぞれ家族や家人などが加わるため人数は膨れ上がる。小川・田万地域は、士分一〇〇名、中間・業人一三八名の計二三八名である。階級の内訳は違うものの、いわゆる下級武士や中間という階層が須佐市中と同じ規模で【第三図】で示した四組の地域に居住していたのである。それ以外の地域では萩に二九名、その他三〇名となっているが、特に萩については家族や家人は須佐や小川・田万地域など、別の地域に居住し、輪番で詰めていたと考えられる。益田家は、萩堀内の屋敷を拠点とし江戸との往復など永代家老としての職務があり、領地経営については家老以下家臣たち、特に家老・大組に依存していた。その中心地は御田屋のある須佐ではあったが、同規模で小川・田万の四組設置地域にも家臣がおり、士分ながら農耕中心の生活を送る下級家臣たちに、須佐での輪番勤務や剣術稽古など「士分」として

の役務を果たすことを求めつつ、また農村地域・漁業地域を含めた全領地・全領民を統括せねばならなかった。家臣たちの命題は、益田家の領地を藩に対して問題ないように安定した経営をすることであり、そのために末家にも頼り、時には須佐騒動のような、当主に對して強く意見を申し入れたたり、家臣同士の対立が起きるようなこともあったのだろう。

第五章 益田家の法令

一、法令制定の背景

最後に益田家の法令について検討する。⁵⁴ 益田家の家臣に対する基本法は、天明六（一七八六）年に整備されている。長州藩の基本法は、万治三（一六六〇）・同四（寛文元）年に制定された「万治制法」であり、家臣が順守すべき法令、役職者の服務規程などが定められている。地方支配に関しては、「二十八冊御書付」・「四冊御書付」・「御書付其外後規要集」といった法令が制定されている。⁵⁵

益田家はそれらと比較すると、一世紀以上遅れを取ったの法整備である。正式な法令の名前は付されていないが、「御制法御ケ條」や「益田家二拾三ヶ條」などと呼ばれる。「万治制法」第一項目の「当家制法条々」は全体の根幹をなす基本法であり三三ヶ條からなっているが、益田家ではこれにあたるのが冒頭の二三ヶ條からなる「御制法御ケ條」であるため、そう呼ばれたのであろう。

当然ではあるが、骨子となる家臣として遵守すべき心得等の条目



【第三図】四組の配置

は「当家制法条々」に倣っている。また、「当家制法条々」の最後には、毎年正月の政事始め（「正月十一日」）にこれを讀知させよとの記述があるが、「御制法御ヶ條」にも同様に「毎歳不忘、正月三日為定例宜讀知之」とあり、これらの法令が長州藩・益田家の基となるものであると明示している。

益田家の法令は、なぜ近世後期になつて整備されたのだろうか。この法令は須佐騒動と深い関連がある。騒動以前に家臣たちが不満を募らせた要因の一つが、「天明六年の仕法替」、つまり法令の制定であつた。それまでは「古法」に基づきながらも時代に合わせ変化させながら慣例的に対応してきたが、三〇代就恭が家督相続をした途端にすべて古法に戻すことを目的にこの法令が出されてしまつた、という理由から家臣たちは強く反発したのである。

二、法令の特徴

本法令の内容について特徴的な二点を検討する。

一つ目は国境に関する点である。「一、領分之儀者御国境ニ付、公儀役人打廻り等節々被差出、且他国人往来有之事ニ候条、面々行規作法一入狼無之様常々可相嗜事」とあり、なおかつ「付 他家之者江対し当家之法令并密事を洩すべからず、縦令親子兄弟たりとも其心得可為肝要事」（「御制法御ヶ條」七条目）とある。この国境は石見境のことを指しているのだが、注目すべきは「付」以下である。当然旧領地である石見国益田には親類縁者や知り合いが多く

あつたことだろう。ただ、古法に依っているといても、この法令は一八世紀後半の制定で移封からは一世紀半以上が経っている。これだけ時期があいても、「付」が必要なほど旧領と交流があつたのだろうか。

幕末期、石州戦争の際に、益田家家臣たちは北第一大隊となり石州口益田において幕府軍と戦うことになる。幕府軍が立てこもつた万福寺・医光寺などはいずれも益田家と縁の深い寺院であつたが、ここで活躍した大組の増野勝太の残した記録⁵⁶には、戦いの地となつた寺院は益田家先祖の菩提所であり、先霊が守つてくれた、という記載がある。また、別の大組の家には、医光寺までの進軍の際、旧知の家が軒先を通らせてくれたおかげで難なくたどり着いた、という言い伝えが残る。信憑性に是非はあるとしても、これらの根拠には益田が自分たちの先祖が住んだ土地であり、近世以降も継続して人的物的交流があり、それゆえ知り合いも多く土地の様子もわかつていた、という実態があつたと指摘できよう。

次に末家に関する点である。「萩御ヶ條」と名付けられた萩に詰める家臣たちの職務規定についての施行細則のなかに、末家についての言及がある。萩屋敷での来客対応で「御同列様」、つまり同階級の福原家および一門六家に対しては、出迎えから見送りまで細部に渡つて規定がなされているが、末家に対しても同等の扱いをするようにと明記されている。近世を通じて、三家の末家は益田家を支え続けたことは指摘したが、養子を出すなどの姻戚関係が続いただ

けでなく、領政にも深く関与することがあり、家臣たちにとっては最も密接で配慮すべき関係であった。先に指摘した須佐騒動の場合もそうだが、家臣たちが益田家中においてなんらかの問題を抱えた場合、その解決に際し末家に助けを求めることはたびたびあったようである。近世初期には、当主の寵愛を受けた古和十兵衛という人物をめぐって騒動が起きた⁵⁷。二六代就賢は末家の平安古益田家から養子となり、元禄六（一六九三）年に家督を継いだ⁵⁸が、部屋住時代から古和十兵衛を側に置き寵愛し、また古和も次第に権力を笠に着るようになった。古和という名字は手廻組・四組にそれぞれ一家ずつあるが、系図などが確認できないためどちらの家かは判然としない。しかし、大身ではない古和が就賢を思うままに動かす状況が大組家臣たちは「一家之滅亡」に繋がる⁵⁹と憂い、「古和兄弟子共一党の身軀、悉く仕抹」しよう⁶⁰と行動を起こすが、その時に頼ったのが問田益田家の益田就高であった。就高は数か月に渡って就賢への説得をおこない、二七代元道への権力移譲や古和一族の肅清を約束させ、家臣たちの強い要望により元道の後見役となった。家臣たちが益田家に対し強い申し入れができる関係であったことがわかると同時に、末家も益田家の家政・領政に対して積極的に関与できる立場だったと言えよう。

おわりに

一、本稿の意義

本稿ではまず、益田家の須佐移封について検討した。

益田家は中世から須佐が有用な港であることを実体験として認識し、また、毛利輝元による知行替に際しても、須佐を含む阿武郡について、農業生産的観点からは「悪所」としながらも、家臣団を随従しやすいとの理由もあり、二番目の希望の地として挙げた。これらのことから、益田家は近世以前より阿武郡と須佐の港に対して好印象を持っていたことは明らかである。そして、関ヶ原の戦いを経て、毛利家に随従する際も山陽側を断り石見境である阿武郡を知行地に望み、希望を叶えることができた。知行地決定までの元祥の言動はこれまで輝元や一門に対する遠慮・配慮と評価されてきたが、輝元の配慮と元祥の働きかけによって実現したものだ⁶¹と指摘したい。また、毛利家側にとっても、益田家を家臣とすることは喜ばしいことであり、それゆえ一〇〇〇石の加増をし、移封前と変わらない一万二〇〇〇石余の禄高で迎え入れたのである。つまり、すでに随従した時点で益田家は毛利家によって優遇される立場であり、近世後期の須佐騒動で益田家が罰せられなかったのもその特異性によるものだったと言えよう。

そして、近世の益田家は多くの家臣を有し、中心地となる須佐において家老や大組と呼ばれる家臣が中心となって領政運営をおこな

い、周辺地域には四組と呼ばれる下士を在郷させ、国境経営にあたらせた。また、旧領である益田との往来は近世を通じておこなわれており、幕末期には三代益田親施が密かに益田の地を訪れ、先祖ゆかりの寺社を廻ったという記録も残されている。⁽³⁵⁾ 領地運営についてはほぼ家臣に一任されている状態で、末家の三家が積極的に領政へ参加をしていた。末家・家臣ともに、当主に対しても忌憚なく意見を伝えられる関係性であったが、それは益田家の領政を自分たちの責務としていた故であろう。

今後は本稿で分析した基礎的事項をもとに、他の知行地との比較をおこないつつ、益田家の特異性がいかなる場面において顕著であったかを追求してみたい。

二、萩市東部地域研究の意義

地域史の意義とは、決してその地域の詳細な歴史を明らかにすることだけが目的ではない。当該地域でいえば、長州藩との関係性や与える影響などの存在意義を明らかにすることで藩制史研究の一助となっていく、という発展方向性もある。また、これまではほとんど動きのなかった地域史研究を活性化させることで、住民の意識が地域の歴史に向けられ、家蔵の資料について情報が集まるなどの二次的効果も生まれる。本年度は残念ながらコロナ禍のため延期となってしまったが、県内の大学や研究者、そして地元の有志の方々を歴史を活かしたプロジェクトを立ち上げることも計画され、それ

ぞれ単独では成しえなかった活動につながっている。このように地域の動きを躍動させ、活性化につなげることができるといいうのも、地域史研究の重要な役目なのではないだろうか。

注

- (1) 藩名は、萩藩・山口藩などは使わず長州藩で統一する。
- (2) 益田家の家臣は毛利家の「陪臣」であるが、本稿では主に益田家内部について検討をおこなうため、特に注記をしない限り、「家臣」と記した場合は益田家の家臣を指す。また同様の理由から、「当主」は益田家の当主を指し、寄組末家や家老の益田家についてはその都度記載する。
- (3) 本稿では近世益田家の知行地を「領地」と表記する。
- (4) 最も高い禄高は、一門である右田毛利家の一万六〇二三石余で、益田家はそれに次ぐ二番目の禄高で、一万二〇六三石余である。(田村哲夫編『近世防長諸家系図綜覧』マツノ書店 一九八〇年)
- (5) 石川卓美『防長歴史用語辞典』(マツノ書店 一九八六年)の「地方知行」の項に詳しい。
- (6) 重田麻紀「永代家老益田家の四組について」(『山口県地方史研究』第一一六号 二〇一六年)。
- (7) 重田麻紀「萩藩家老益田家中における須佐騒動」(『史学』第八二巻第一・二号 二〇一三年)。
- (8) 須佐町誌編集委員会編『須佐町誌』(須佐町 一九九三年)。
- (9) 『大規模武家文書群による中・近世史料学の統合的研究―萩藩家老益田家文書を素材に―』(科学研究費補助金研究成果報告書 研究代表者久留島典子 二〇〇八年)。

- (10) 上田純子「長州藩の国事周旋と益田右衛門介」(明治維新史学会編『幕末維新の政治と人物』有志舎 二〇一六年)。
- (11) 中世では「益田氏」とするのが一般的であり、本稿でもそれに倣う。本稿で「益田家」と記載する場合は、近世における永代家老の益田家を指し、末家や家老となった分家などは含まない。
- (12) 代表的なものとして、東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ二十二 益田家文書之一〜四』(東京大学出版会 二〇〇〇〜二〇一二年) や、益田市教育委員会編『中世益田・益田氏関係史料集』(益田市・益田市教育委員会 二〇一六年) などが挙げられる。
- (13) 二〇一六年度から実施された国立歴史民俗資料館の共同研究「中世日本の地域社会における武家領主支配の研究」(研究代表者 田中大喜)。
- (14) 益田家家老の「清水益田家文書」など家臣の文書が多く残されている。
- (15) 庄屋の大谷家に残された文書。山口県教育委員会文化課編『下田万村庄屋大谷家歴史資料目録』(山口県教育委員会 一九八七年) に詳しい。
- (16) 年刊で『温故』という雑誌を発行しており、主に資料翻刻を掲載している。
- (17) 萩市旧郡部の歴史にも目を向け活性化を推進する藤道健二市長のご判断によるものであることを付しておく。
- (18) 原慶三「益田氏系図の研究 ―中世前期益田氏の実像を求めて―」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第二三三号 二〇一三年)、益田市教育委員会編『中世益田ものがたり』(益田市・益田市教育委員会 二〇一七年) などに詳しい。本稿ではこれらを参考に国兼を初代当主とし、以降初出の当主名には代数を表記する。
- (19) 岸田裕之『大名領国の経済構造』(岩波書店 二〇〇一年)。また、
- 益田氏の交易については前掲『中世益田ものがたり』など多くの論考で指摘されている。
- (20) 前掲『大日本古文書 家わけ二十二 益田家文書之二』(二八九)。
- (21) 前掲『大日本古文書 家わけ二十二 益田家文書之二』(三四六)。
- (22) 前掲『中世益田ものがたり』。
- (23) 毛利博物館所蔵「益田元祥書状」。
- (24) 加藤益幹「石見益田と転封」(『年報中世史研究』一五号 一九九〇年)。
- (25) 前掲『大日本古文書 家わけ二十二 益田家文書之二』(四六一)。
なお引用部分は新字に改めた。(以降引用については同様だが、固有名詞についてはこの限りではない。)
- (26) 前掲『須佐町誌』、西村武正編『毛利藩の永代家老 益田氏と須佐』(萩市須佐公民館 一九九七年) など。
- (27) 前掲『大日本古文書 家わけ二十二 益田家文書之二』(四三三「宗瑞書状」)。
- (28) 前掲『大日本古文書 家わけ二十二 益田家文書之二』(四六一)。
本項での引用は全て本文書からである。
- (29) 前掲『大日本古文書 家わけ二十二 益田家文書之二』(三五四「石見美濃郡益田元祥領検地目録」)。
- (30) 萩博物館所蔵「萩城下町絵図」・山口県文書館所蔵「萩城下絵図」(袋入絵図二五六)などを参照。
- (31) 松原清氏所蔵松原家文書「寅ノ五月覚書一冊」によると、二六代就賢と二七代元道が山屋敷に住んだことが確認される。
- (32) 前掲松原家文書には、益田家家臣だった松原家と毛利家家臣・陪臣らとの賀状のやりとりが多数残されており、広い交友関係がうかがえる。
- (33) 前掲「萩藩家老益田家中における須佐騒動」。

- (34) 山口県文書館編『防長風土注進案 第二巻 奥阿武宰判』(山口県立山口図書館 一九六四年)。
- (35) 前掲『毛利藩の永代家老 益田氏と須佐』。
- (36) 幕末期には邑政堂と改称。また、長州藩が各地域に置いた代官を駐在させる「勘場」と同名であるが別物であり、奥阿武宰判の勘場は吉部村(現在の萩市吉部上)である。
- (37) 前掲『近世防長諸家系図綜覧』。他の末家についても同様。
- (38) 前掲「萩藩家老益田家中における須佐騒動」。
- (39) 萩博物館寄託平安古益田家文書「被仰渡書」。
- (40) 東京大学史料編纂所寄託益田家文書(B25・22・2)。
- (41) 前掲『中世益田・益田氏関係史料集』。
- (42) 東京大学史料編纂所寄託益田家文書(B25・22・1)。
- (43) 増野亮氏提供、原本は不明。
- (44) 萩市須佐歴史民俗資料館蔵萩野家文書(1279)。
- (45) 末松謙澄『防長回天史 一』(マツノ書店 一九九一年)。
- (46) 渡辺翁記念文化協会編『福原家文書 下巻』(渡辺翁記念文化協会 一九九五年)。
- (47) 益田耕二氏所蔵「海蔵庵益田家系図(當家畧系 益兼)」。
- (48) 萩市須佐歴史民俗資料館蔵清水益田家文書「御制法御ケ條」(S・1)。
- (49) 山口県文書館寄託増野家文書(421)。
- (50) 前掲「永代家老益田家の四組について」。
- (51) 前掲増野家文書「四組人高其外覚書」(158)。
- (52) 前掲『近世防長諸家系図綜覧』。
- (53) 前掲「四組人高其外覚書」(158)。
- (54) 重田麻紀監修・須佐郷土史研究会東京支部編『温故二九号 萩藩永代家老須佐益田家の法令(上)』(須佐郷土史研究会 二〇二〇年)
- (55) 長州藩の法令については、山口県文書館ホームページの所蔵文書解説、および山口県文書館編『山口県史料 法制上』(山口県文書館 一九七六年)に詳しい。
- (56) 前掲増野家文書「長州征伐石州益田合戦実地録」(142)。
- (57) 前掲松原家文書「寅ノ五月覚書一冊」。
- (58) 萩市須佐歴史民俗資料館蔵清水益田家文書(1037)。

Management of Fief by a Chief Retainer of Lord Mōri of Chōshū in Early Modern Japan: With Special Reference to the Case of the Masuda Family

SHIGETA Maki

This paper intends to clarify the background to the move of the fief of the Masuda Family from Masuda to Susa at the beginning of the seventeenth century and other basic aspects of the management of the fief and retainers of the Masuda Family. The Masuda Family was a local feudal lord in control of Masuda in the old province of Iwami since the early twelfth century and served for Lord Mōri as a chief retainer since 1557. In 1591, Lord Mōri was entrusted by Toyotomi Hideyoshi to rule eight provinces in the western mainland Japan, including Iwami.

Masuda is now the modern city of Masuda in the western end of Shimane Prefecture on the Sea of Japan coastal region of the mainland Japan, and Susa is now a part of Hagi City on the Sea of Japan coastal region, old province of Nagato, Yamaguchi Prefecture, western end of the mainland Japan. It is also the purpose of this paper to find out a characteristic nature of the relationship between Lord Mōri and Masuda Family and put the place of the Masuda Family into the context of the administration of the Chōshū domain in during Tokugawa Period (1600-1868).

The Masuda Family may be labelled as a “marine-based feudal lord” and at some point gained control over the Abu County where Susa was located. Moreover, a good port was situated in Susa, which was very attractive to the Masuda Family. After Lord Mōri lost the battle of Sekigahara in 1600, the Tokunaga Shogunate only granted Lord Mōri to rule the provinces of Nagato and Suō. This meant that the Masuda Family had to find a new fief in these provinces. At that time, Lord Mōri suggested that the Masuda Family’s new fief should be somewhere on the coastal region of the Inland Sea, such as the Suō province or southern part of the Nagato province. On the contrary, Masuda Motonaga (1558-1640) refused the suggestion and instead asked for Susa near the border with Iwami. Despite previous research, the author considers significant that Masuda Motonaga strategically chose the Abu County for his new fief and that Lord Mōri favorably granted Motonaga’s request.

After the Masuda Family’s fief moved to the Abu County, the Masuda Family developed Susa and its surrounding areas in order to allow more than 600 retainers, their families and relatives to reside there. The Masuda Family let middle- and low-ranking retainers with small stipend reside outside Susa along the border with Iwami. The Masuda Family expected these middle- and low-ranking retainers to live on their own and to defend the border. Because the head of the Masuda Family was a close aid to Lord Mōri and always worked outside Susa, retainers of the Masuda Family and the three major branch families of the Masuda Family were put in charge of the management of the fief. Whenever disputes occurred between retainers, the three branch families were heavily involved to solve the disputes. This system was maintained so that the Masuda Family was not made responsible for these disputes within the fief.

In other words, Lord Mōri treated favorably the Masuda Family, and the Masuda Family was free from outcomes of any disputes within the fief. The author considers that these were maintained throughout the Tokugawa Period. The author points out that the relationship between Lord Mōri and Masuda Family was rather distinguished from the cases of other feudal domains in the Tokugawa Period. As to the relationship between the head of the Masuda Family and his retainers, the three branch families and retainers were made responsible for the management of the fief, and members of the three branch families and retainers were allowed to express their own opinions.

Keywords: local history of Japan, early Tokugawa Period, management of a fief, Chōshū domain.